

岐 阜 県 公 報

第 五 号

令 和 元 年 五 月 二 十 一 日

(火 曜 日)

目 次

告 示

土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定	(環 境 管 理 課)	二 三
土壤汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除	(同)	二 三
保安林に指定する予定である旨の通知	(治 山 課)	二 四
建築基準法に基づく道路の位置指定	(建 築 指 導 課)	二 四
保安林の指定施業要件を変更する予定	(揖 斐 農 林 事 務 所)	二 五
公 示		
土地改良区の定款の変更認可	(西 濃 農 林 事 務 所)	二 五
土地改良区役員の退任	(可 茂 農 林 事 務 所)	二 六
土地改良区清算人の就任	(同)	二 七

告 示

岐 阜 県 告 示 第 十 五 号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年五月二十一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

- 一 形質変更時要届出区域
多治見市前畑町五丁目八番三五及び四三の各一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

岐 阜 県 告 示 第 十 六 号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和元年五月二十一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
平成二十九年岐阜県告示第七十八号により指定した区域（各務原市蘇原三柿野町字中之島一四二番、字村中一〇八番三、字宮裏一八七番、字宮東二〇二番二及び字村裏二九七番の各一部）のうち、各務原市蘇原三柿野町字宮東二〇二番二及び字村裏二九七番の各一部
- 二 指定に係る特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市国府町養輪字浅ヶ平八六五、字黒洞八七四の五
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二）立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	指 定 日
羽島郡笠松町米野字池川一八六番四	五・〇〇	二六・四五	岐西建築第一〇三四号の二	平成三・一・九
瑞穂市美江寺字東池田六〇七番四	五・四二	三・三〇一	岐西建築第一一三四号の二	同 一・一
瑞穂市横屋字中吹三〇六番四及び三〇六番二の一部	六・〇〇	五・四三	岐西建築第一一三四号の二	同 一・三
本巢市宗慶字田中五七二番四	六・〇〇	四・一六	岐西建築第一一三四号の二	同 一・三
安八神戸町大字神戸字高塚七四番四	六・〇〇	三六・六	岐西建築第一一三四号の二	同 二・七
羽島郡笠松町田代字若宮一一四二番一	四・三六	三・四・七	岐西建築第一一三四号の二	同 三・一四
揖斐郡大野町大字中之元字東町九七二番四	六・〇〇	四・五三	岐西建築第一一三四号の二	同 同
羽島郡岐南町野中三丁目八番四	四・五〇	三・〇四	岐西建築第一一三四号の二	同 三・一五

中濃建築事務所長

岐阜県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

位 置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	指 定 年 月 日
中津川市千旦林字坂本二三八七番一七	六〇・三 七・八〇	七九・七五	東建築第七 六号の八	同 一・二
瑞浪市寺河戸町字上門田九三八番五、九四三番五及び九三七番四	六〇・〇	三六・〇三	東建築第七 六号の九	同 一・二
中津川市中津川字上金一〇三九番二の二、一〇四一番六、一〇四二番一五の二、一〇四三番三、一〇四四番六二及び中津川市所管法定外公共物（道）	六〇・九 六・四	三三・七〇	東建築第七 六号の一〇	同 一・二
中津川市中津川字松田二二六四番二九八七、同番二九八九、同番二九九〇、同番二九九一、同番二九九二、同番二九九四、同番二九九九の二、及び同番二七七二番の二の一部	四〇・〇 五・五	七九・四〇	東建築第七 六号の七	平成 三・一・二〇

東濃建築事務所長

関市東山二三番四〇	六〇・〇	五〇・三	中建築第三 七号の一六	平成 三・一・二四
関市豊岡町一丁目四〇番四	四九・六 五〇・〇	三三・八三	中建築第三 七号の一五	同 一・二四
関市東町一丁目八九番四の一部	六〇・〇	八五・四〇	中建築第三 七号の一七	同 一・二三
関市東町一丁目八九番四の一部	六〇・〇	八・五〇	同	同
関市小屋名字神明西一一六五番一四	六〇・〇	三三・六	中建築第三 七号の一八	同
関市巾一丁目四三番四	六〇・〇	四〇・六	中建築第三 七号の一九	同 一・二三
関市鋳物師屋二丁目一七番四	五〇・〇	三三・四	中建築第三 七号の二〇	同 一・二七

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定により告示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町西横山字川尻八の八

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 大 巻 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 五 ・ 一 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 烏 江 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 五 ・ 一 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 高 田 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 五 ・ 一 〇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 江 月 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 五 ・ 一 〇

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年 月 日	役 名	氏 名	住 所
坂祝町木曾川右岸用水土地改良区	平成 三・四・二九	理 事	南 山 宗 之	加茂郡坂祝町加茂山二丁目四番地一一

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和元年五月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

令和元年五月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社